

・ 206【保証人をつけた金銭消費貸借契約書】

金銭消費貸借契約書

印紙

東京都千代田区神田神保町一

貸主(甲) 商事株式会社

代表取締役 山田 太郎

東京都新宿区南北四 五 六

借主(乙) 物産株式会社

代表取締役 北野 一人

連帯保証人(丙) 神奈川県鎌倉市腰巻十四 七

西郷 信孝

甲と乙および丙との間で、次の通り金銭消費貸借契約を締結した。

第一条 貸主甲は平成 年 月 日、金 万円を借主乙に貸し与え、借主乙はこれを受領した。

第二条 借受金の弁済期限は、平成 年 月 日とする。乙はこの元金を、甲の指定する場所に持参または送金するものとする。

第三条 利息は年 割 分とし、乙はこれを毎月末日かぎり、その月分を、甲の指定する場所に持参または送金するものとする。

第四条 乙が弁済期限に元本の支払いを遅延したときは、日歩 銭の遅延損害金を支払うものとする。

第五条 乙が次の場合に該当したときは直ちに期限の利益を失い、乙および丙は甲に対して、債務の全額を直

ちに弁済しなければならぬ。

利息の支払いを二回以上怠ったとき。

他の債権につき、乙または丙が仮処分、競売申し立て、強制執行などを受けたとき。

乙または丙が、破産あるいは和議の申し立てを受けたとき。

乙または丙に、手形不渡り等の事由が生じて銀行取引停止処分を受けたとき。

乙または丙が、甲に通知なくして住所を移転したとき。

第六条 丙は本債務を保証し、乙と連帯して債務履行の責に任ずる。

第七条 本契約の内容に関しては、甲が公正証書の作成を委嘱するにあたり、乙と丙はこれに同意するものとする。

上記の通り契約が成立したので本証書三通を作成し、甲乙丙は各一通を保持する。

平成 年 月 日

貸主（甲）

商事株式会社

代表取締役 山田 太郎 印

借主（乙）

物産株式会社

代表取締役 北野 一人 印

連帯保証人（丙）

西郷 信孝 印